



最近阪神地方にあらはれたる破産及び和議を中心として(其一)

齋藤, 常三郎

(Citation)

経済學商業學國民經濟雜誌, 38(2):179-202

(Issue Date)

1925-02

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00053725>



最近阪神地方にあらはれたる破産及び和議を中心として（其二）

齋 藤 常 三 郎

一

現行破産法は大正十二年一月一日より施行になつたので其の施行以來最早滿二ヶ年を経過した。現行破産法は舊破産法と異なり商人にも非商人にも適用される一般破産主義を採用したので従つて破産事件の數は舊法時代よりも大に増したので（後出参照）右二年間には種々面倒な又た嗜味ある破産事件が裁判上に表はれたのみならず之れに關する破産法の解釋に付ても難解の問題が生じたに相違ないと思像さるる。現に余輩も新聞紙なり又た實際家よりして嗜味ある若くは難解の種々なる法律問題及び破産事件を知得したのである。破産事件に付ての法律問題の疑問及び其の解釋等に關しての考察は兎も角もとして茲には主として破産事件の實際方面に付ての事項を掲げ之れに關する意見を開陳し尙破産法と同時に施行となつた和議法の應用等に付ての考察を併せて述べて見たいと思ふ

のである。

二

一、第一に將來破産事件が如何かに増加するか、從つて之れに對する善後策を如何にすべきやを考察して見ようと思ふ。

昨年末の十二月二十八日發行の朝日新聞神戸附録に「惡傾向が增長し、破産申請が激増」と題し「神戸區裁判所に於ける破産事件は一昨年(大正十一年を指す)の申請(宣告にあらず)百十九件に比し、昨年(大正十二年を指す)はこれに倍加して二百三十九件を算へ、本年(大正十三年を指す)亦二百二十三件を示してゐる」と報じて居る。一昨々年即ち十一年度は舊破産法時代であるので申請件数が少いのは當然のことである、蓋し舊破産法は商人破産主義を採用し、商人のみに獨り破産法が適用されたからである。一昨年なる十二年度からは現行破産法の施行された時で、前に述べた通り、一般破産主義となつた年であるから一昨々年の申請百十九件に比し一昨十二年度がこれに倍加して二百三十九件となつたのは當然のことで敢て怪むるに足らざるのである。昨十三年度は其前年度よりも破産申請件数が減じて二百二十三件となつたのは

如何なる譯か一寸想像が付かない。余の考に依れば破産申請は段々増加する一方であると思ふのに現行破産法施行後の二年目なる昨年は其施行の初年度の時の數よりも少なくなつた其譯が判らない。或は昨年は一昨年よりも經濟上の景氣が良かつたのか、又は債權者よりの濫訴が比較的減少したのに基因するのも知れない。然し一昨年と昨年との申請事件數は大した差異のある譯でなく、昨年は一昨年よりも僅かに十六件しか少くないと云ふのであるから、斯る僅少の差異のみを捉へ來りて申請數減少の原因が右の如くであると云ふのは聊か早計に失する嫌ありと考へらるるのである。

神戸附録が破産申請件數が一昨年及昨年共に一昨々年より激増したのを以て惡傾向が増長し來たと批評して居るも前記の如く現行破産法と舊破産法とは主義が異なる立法であるので、只申請件數の多少のみを看て世間に惡傾向が増長し來たものなどは速斷することを得ないのである。

二、(1)舊破産法時代に於ける我全國の破産宣告數及び繫屬總件數、前年度より繰越分との合計を上げて見れば左の如くである。

年 度	新破産宣告數 (内神戸ノ分)	繫屬總件數	年 度	新破産宣告數 (内神戸ノ分)	繫屬總件數
-----	----------------	-------	-----	----------------	-------

明治四十年	六七	一九六	大正	四年	二一五	(二五)	五五五
同 四十一年	九三	二一七	同	五年	一六八	(一六)	五三二
同 四十二年	一二一	二六七	同	六年	一三三	(一六)	五〇四
同 四十三年	一五五	三九九	同	七年	一〇七	(八)	四五八
同 四十四年	一二七	三一八	同	八年	一五二	(一七)	四七五
同 四十五年	一二一	三四四	同	九年	一六〇	(二七)	五一八
大正元年	一四二	三八八	同	十年	二二六	(二〇)	六二二
同 二年	一九二	(八)	四六二				
同 三年							

右は日本帝國統計年鑑及び日本帝國司法省統計年報に依つたものであるが、大正十一年度以後の分は之れに關する統計資料がないので之れを掲ぐることを得ない。

前掲統計表に掲げたものは其各年に新に宣告となつた件數と各其前年度より繰越(宣告)總件數とに關するものであつて何れも申請件數ではない。申請件數が何件位あつたのか之れも知ることを得ないが、從來我國に於ては債權者よりの申請が非常に多く濫訴の弊ありと思はれた位であるので申請件數は獨逸など異なり宣告數に比し大に多數あつたに相違なく、各年度の申請件數は其年度に於ける宣告數の十倍位はあつたに違ひないと想像さるる。左れば全國に於ける

總申請件數は前掲各年度には夫々二、三千件を下らざりしものと見て大した誤り
ないと思する。

(ロ) 獨逸では毎年どの位の宣告數があつたかと云ふに左の如くである。

年 度	破産申請數	破産宣告數	年 度	破産申請數	破産宣告數
一八九五年	八三四三	六四三一	一九〇九年	一四七六二	八六三〇
一八九六年	八〇二一	六一九〇	一九一〇年	一四七八八	八三八七
一八九七年	八三〇五	六三五八	一九一一年	一五四九六	八六八〇
一八九八年	八六七七	六七三七	一九一二年		九二〇九
一八九九年	九一六二	七〇五七	一九一三年		九七七五
一九〇〇年	一〇一八六	七七一二	一九一四年		七八四九
一九〇一年	一二七二三	九四一九	一九一五年		四五四五
一九〇二年	一九五二	八四三八	一九一六年		二二五八
一九〇三年	一一八二八	八一七六	一九一七年		一二三五
一九〇四年	一一八五六	七九三六	一九一八年		八一六
一九〇五年	一一八二七	七七〇八	一九一九年		一〇一九
一九〇六年	一一九二九	七七六八	一九二〇年		一三二八
一九〇七年	一二九三六	八一〇一	一九二一年		三〇七〇
一九〇八年	一五四三四	九三七八	一九二二年		九八四

(右) Conrad Handwörterbuch der Staatswissenschaften 3te Aufl. Bd. 8, S. 104, Dasselbe 4te Aufl. 13u 14 Lief. S. 853, Vierteljahrshfte z. S. f. D. R. に依つたものである。

以上の統計表に依れば一八九五年より歐洲大戰開始の年迄の間で宣告數は

多い時は一九一三年の九七七五件、少い時で一八九六年の六一九〇件であつて其十九ヶ年の平均數は約八千件である。申請總數は一九一一年度までは知ることを得るが其れ以後は知ることが得ない。申請總數は統計の示す所では破産宣告總數に比し割合に少なくして其二倍にも達しない、一九一二年以後の申請總數も多分其年々の宣告總數の二倍位であつたものと見て差支へはあるまい。獨逸では宣告數は非常に多いが(一九一五年以後は格別だが其理由は後出)申請數は至つて少ない、我國に於ける宣告數に對する申請數が十倍位に比すれば比較的にならぬ程少ない。申請數が獨逸では宣告數の二倍、我國では宣告數の十倍位である。何故獨逸では申請數が割合に少ないかと云ふと世人は破産(Konkurs; gang)と云ふものの性質及び目的を能く知り居り、即ち破産とは債務者の支拂困難の場合に於ける總債權者に對する平等分配(Gemeinschaftliche Befriedigung)を目的とするものであつて、債務者に對する威嚇的のものでなく債權取立の爲めの便宜方法でもないと考へて居り、従つて債務者に眞實に破産原因の支拂不能(Zahlungsunfähigkeit; Insolvenz)とか若くは債務超過(Überschuldung; Insuffizienz)とかのある場合に限り破産の申請を爲すからである。換言すれば獨逸では我國の如く債務者に破産原因のあるなしに拘

らず債權取立の方便而も威嚇的方便として破産申請を惡用させるに由るからである。何故宣告數が多いかと云ふと獨逸では一般破産主義を採用せるのみならず右の説明により明なるが如く破産の申請に係る者は大抵は破産原因を具備した債務者であるからである、我國の如くに破産原因なき債務者に對しても方便上の破産申請を爲すものが先づないからである。

獨逸では大戰以來特に一九一七年より破産宣告數が著しく減少した譯は戰爭に因り經濟界が悪くなり、從つて債務者の財産が破産手續費用を償ふこと能はざる程に少なくなり申請が裁判上棄却されたことにも因るが、又(一)一九一四年八月四日に戰爭關與者保護法(Kriegsteilnehmerschutzgesetz)が發せられ、戰爭關與者に對しては債權者よりの破産申請を禁止したこと(二)一九一六年十二月十四日の發布に係る破産豫防の和議法(一九一四年のものを改正せるもの)の恩惠とに因るものである(Conrad, a. a. O. 4te Aufl. S. 855; Jaeger Leipziger Zeitschrift Jahrg. 18. Nr. 1. 8. 1f.)加之(三)一九一八年以後に於ける紙幣、麻克の相場下落にも原因するのである、麻克の相場は一弗に對する割合が一九二一年十月末は一七七麻克、一九二二年十月末は四五一一麻克、一九二三年十月末は約七二 Milliardenであつた。左れば一方に於ては物價が

非常に暴騰し収入も増加するが、他方に於ては反之舊來の債務額は元の麻克の安いときの名義額其儘である、依て麻克が下落すればする程債務者は支拂を爲すことを得るのが安いので、従つて支拂不能若くは債務超過の債務者が少くなつたと云ふ現象であつたからである(Jaeger ebenda)。このことは獨逸に於ける獨特の現象であつて我國などでは想像も付かぬ驚くべき奇なる現象と云はねばならぬ(拙稿「業務監視法—和議法—の改正、法學」論叢十三卷一號一一六頁以下參照)。

(ハ) 英蘭に於ける破産宣告の統計は次の如くである。(英國破産法は一般破産主義である)

年 度	固有の破産	小破産	合 計
一九〇一年	四一七六	三八八七	八〇六三
一九〇二年	四一四五	四五三四	八六七九
一九〇三年	四二四三	五五四三	九七八六
一九〇四年	四四八一	六〇九九	一〇五八〇
一九〇五年	四七〇〇	六三八一	一〇〇八一
一九〇六年	四三六六	六二三三	一〇五八九
一九〇七年	四〇五一	五八七二	九九二三
一九〇八年	四二四一	六〇三三	一〇二七四
一九〇九年	三九九八	六八三五	一〇八三三
一九一〇年	三七九〇	六九〇二	一〇六九二

一九二一年	三六七〇	六五〇四	一〇一七四
一九二二年	三四九七	五六七七	九一七一
一九二三年	三二七五	五四二六	八七〇〇
一九二四年	二七九一	四〇三八	六八二九
一九二五年	二二八五	一七〇五	三九九〇
一九二六年	一五〇三	一〇九一	二五九四
一九二七年	一〇四五	七二七	一七七二
一九二八年	五六二	三三三	九一五
一九二九年	七〇九	三三〇	一〇三九

英國に於ては大戰までは年平均一萬件の宣告數があつた、戰爭後著しく減少したのは獨逸に於けるが如く經濟界が悪くなり債務者の財産が破産手續費用をも償ふに足らざる程度に於て僅少となり、從つて申請が裁判上棄却されたのと又た債務者保護の戰時特別法が出来たからである(Co-rad abenda the Aufl. S. 8:8.)。

(二) 佛、蘭、西に於ては大戰までの破産宣告數は左の如くである(大戰後の宣告數に付ては之れを知るの資料が手許にない)。

年 度	破産宣告數	年 次	破産宣告數
一八八九年	六八一九	一八九三年	六〇〇一
一八九〇年	六〇五二	一八九四年	六三〇五
一八九一年	五八二六	一八九五年	六〇三三
一八九二年	五八八二	一八九六年	六〇六一

一八九七年	六四六七	一九〇六年	六一三九
一八九八年	六六八五	一九〇七年	五七一
一八九九年	六三四四	一九〇八年	六七四一
一九〇〇年	六三九三	一九〇九年	五四四二
一九〇一年	六〇三一	一九一〇年	五二九六
一九〇二年	六一〇七	一九一一年	六三八七
一九〇三年	五九二五	一九一二年	六九三八
一九〇四年	六九三三	一九一三年	六四七四
一九〇五年	六六七〇		

佛蘭西は我舊破産法の如く商人破産主義に拘らず年々の破産宣告数は平均六千件内外であつて仲々多數である。

(本) 米國合衆國は一般破産主義であるが其年々の破産宣告数は左の如くで又頗る多數である。

年 度	破産宣告數	年 度	破産宣告數	年 度	破産宣告數
一八七一年	二九一五	一八七七年	八八七二	一八八三年	一〇二九九
一八七二年	四〇六九	一八七八年	一〇四七八	一八八四年	一一六二〇
一八七三年	五一八三	一八七九年	六六五八	一八八五年	一〇六三七
一八七四年	五八三〇	一八八〇年	四七三五	一八八六年	九八三四
一八七五年	七七四〇	一八八一年	五九二九	一八八七年	九六三四
一八七六年	九〇九二	一八八二年	七六三五	一八八八年	一〇六七九

一八八九年	一〇八八二	一九〇〇年	一〇七七四	一九一一年	一三四四一
一八九〇年	一〇九〇七	一九〇一年	一一〇〇二	一九一二年	一五四五二
一八九一年	一二二七三	一九〇二年	一一六一五	一九一三年	一六〇三七
一八九二年	一〇三四四	一九〇三年	一二〇六九	一九一四年	一八二八〇
一八九三年	一五二四二	一九〇四年	一二一九九	一九一五年	二二一五六
一八九四年	一三八八五	一九〇五年	一一五二〇	一九一六年	一六九九三
一八九五年	一三一七九	一九〇六年	一〇六八二	一九一七年	一三八五五
一八九六年	一五〇八八	一九〇七年	一一七二五	一九一八年	九九八二
一八九七年	一三三五一	一九〇八年	一五六九〇	一九一九年	六四五一
一八九八年	一二一八六	一九〇九年	一二九二四	一九二〇年	八八八一
一八九九年	九三三七	一九一〇年	一二六五二		

一九〇〇年以後破産宣告數の増加せるは當時銀行及び鐵道會社の經濟恐慌に因れるもので又一九〇七年以來の増加は銀行及び取引所の危機に基くのである。而して一九一二年乃至一九一五年は非常の激増であり特に一九一五年には商人の破産が特別多かりしもので翌一九一六年より大に減少し又大戰參加以後は急に非常の減少を呈したのである。

(ヘ) 以上數ヶ國の破産宣告數を掲げた。年々非常に多數あるに驚かざるを得ない、歐洲大戰以後は別として其以前に於ては我國と同じ人口のある獨逸國が

年々七八千件の破産宣告數があつた。一體獨逸あたりでは我國程餘り破産を嫌はない。破産を犯罪の如く考へずに普通の民事訴訟の強制執行位にしか考へて居ない、獨逸では債務者本人が進んで破産申請を爲して破産の宣告を受くるものが非常に多いのを見ても判るのである。即ち一九〇五年の宣告總數七七〇八件中、四七六八件、一九〇六年の宣告總數七七六八件中、四七六三件、一九〇七年の宣告總數八一〇一件中、四九三七件、一九〇八年の宣告數九三八件中、五七一四件、一九〇九年の宣告總數八三八七件中、四九六三件、一九一一年の宣告總數八六八〇件中、四九三四件が債務者本人の申請に因る宣告であつて、宣告總數の半分若くは夫れ以上が債務者本人の申請に基く宣告である。我國では從來債務者本人の申請に因る宣告數は極めて少なく、曉天の星である。例へば大正二年度の宣告總數一四二件中、一件、同三年度の宣告總數一九二件中、二件、同四年度宣告總數二一五件中、三件、同五年度宣告總數一六八件中、一件、同六年度の宣告總數一三三件中、五件、同七年度宣告總數一〇七件、同八年度の宣告總數一五一件は何れも債權者の申請に因るもののみ、同九年度の宣告總數一六〇件中、七件、同十年度の宣告總數二二六件中、二件が債務者本人の申請に因る破産宣告である。右の如く獨逸國では債務者本人

が破産申請を爲すのを何んとも思はざるもので單に一般的執行に因る清算の如くにしか考へない、實に我人情と雲泥の差ありである。

我國は將來とても債務者本人の申請は勿論極く少ないものと想像さるるも一般破産主義を採つた結果債權者よりの申請が非常に多くなり、從つて破産宣告數は大に激増し年々千件は愚か二千件となることと思はる。蓋し人情は異なるも獨逸及び其他諸國に於ける宣告數並に我國と獨逸との人口の比較より見れば略ぼ想像が付くからである。現に大正十二年一月より昨十三年九月までの神戸、大阪及び京都の三區裁判所の統計を見れば神戸では破産申請數四百一件、内宣告數七六件、大阪では申請數一三六一件、内宣告數一九二件、京都では申請數四九八件、内宣告數五三三件であつたから之れより推理しても全國の破産宣告數が敍上の如く非常の多數となることと思はるるのである。

徳川時代に於ても破産制度があつたもので當時は之れを分散と云ふたものである。分散の外に身體限なる制度があつたが、此制度は單獨執行を目的とする今日の所謂普通の強制執行のことである（律令要略、徳川百ヶ條參照）。徳川時代の分散は現行法と同じく庶民の間には一般に商人非商人の區別なく行はれたるものであるが其方法

は今日と異なり債務者の財産委付及び大なる債權者自治主義に基くものである。即ち債務者が分散の状態にあれば其財産を債權者に委付し且分散の申渡を當時の官廳より受け、この申渡あれば總債權者は一體として債務者より受けたる財産を管理處分し且配當するのであつて申渡以後の手續は全然債權者團體の自治に放任したのである。

而して當時は其分散は仲々多かりし由にて中田薫博士(同博士著徳川時代の文の學と私法五一頁以下)の檢出せられたる菅專助、伊達娘戀緋、鹿子五の卷に、

「今時の此世界夜ぬけと分散せぬ者は男の内じやござりませぬ、私次第になされませ」とあるに依り其然りしことを知ることが出来るのである。

(三) 一體破産宣告數の増加するのは勿論喜ぶべき現象でない。破産となれば破産者に財産の少なきは固より論なきことで、従つて總債權者に對する辨濟率は少額なること通例である。

破産の配當率は獨逸統計の示す所によれば高々二割である。(拙稿和議制度を論ず二六頁以下參照)其影響は債務者には勿論債權者及び一般經濟社會に甚だ宜しくない。それで獨逸人レザー氏の如きは「破産は戦争及び黒死病に亞ぐ最も大なる災害な

り」と嘆じ (Vlg. Pollak Das Konkursrecht 1897. S. 8; Lieblich Gutachten S. 333) リーブリヒ氏は「破産の殘忍及び弊害は羅馬の十二表法の執行方法と大差なし」と痛嘆したのは最も次の次第である。

破産宣告數を少なくなさん爲めにさて破産法を商人主義にするのは今日では理由がない、今日では破産法は一般破産主義を採らなければならぬのは定論で且正當の議論である。現行法が一般破産主義を採用した以上將來は破産宣告數が激増するのは當然ではあるが、其結果として債務者及び債權者並に一般經濟社會に不利益となるからそこで之れを防止する策として第一に吾人は將來益々破産豫防の和議法を利用しなければならぬ、是れ余輩の嘗て主張した所である(商業研究所講演集第十冊拙稿和議法に就いて)。

右の點より觀察して余は、岸本銀行の和議事件が裁判上認可となりたるを喜ぶのである。同銀行の和議に就ては債權者間に賛否の議論分れ随分反對した者もあつた趣で反對の理由が何邊にあるかは知ることが得ないが、反對の爲めの反對なら勿論其反對は不當である、又和議に乗じ或る一部の債權者のみが特別の利益を得るもの(例へば對價を得て和議に賛成し、裏に廻つて甘い利益を得るもの)ある

から和議には反對だ云ふの意ならば其心配は無用である。何となれば裁判所は種々調査の上斯る弊害なきことを確めた上でなければ和議を認可せぬからである。岸本銀行を破産せしめた所で前述の如く債權者の利得配當は精々二割であるに反し、和議ならば五割も辨済を受くることが出来るのであるから和議反對の破産賛成論は之れを排斥せねばならぬ。

然し注意すべきは和議を亂用されては困ることである、和議亂用を慎まねばならぬし、裁判所はこの點に大に注意を拂はねばならぬ。元來和議制度に對する非難は種々あつたもので(Vgl. Pollak Der Vergleich Zur konkursbeweiung in Ö.Z. 1907. S. 109ff. Helwig D. J.Z. 12 Jahrg 1907. S. 800f.)其一の非難は破産豫防の和議制度あれば債務者は破綻を來たすも和議を得るの希望あるので、債務者特に商人をして營業に忠誠(Solidität u. die gewissenhafte Tätigkeit)ならず且無責任の觀念を助長せしむべしと云ふのである。(Denkschrift über)この非難は一應尤もである、それで法律は勿論裁判官もこの非難を避ける様に制定され又裁判を爲さなければならぬ。抑も債務者が破綻を爲すの原因は大別すれば債務者の故意又は過失に基く場合と誠實なるも不幸に基く場合とある、前者の場合に於ては債務者に對し和議なる恩惠を與へず破産宣告を爲して財産上にも又身上にも比較的嚴格な

る制限を加へ、後者の場合に於て始めて和議の途を開き債務者をして經濟上及び社會上の地位を失ふことなく營業を繼續せしむるの恩恵を施すべきである。左すれば和議に對する右非難は當らないことになる。我法律もこの趣旨に基き和議には債務者の品位(Würdigkeit)を問ふことになつて居り、無制限に如何なる債務者にも無差別に和議を許さない(和第一八條、第一九條)裁判官はこの立法の趣旨に従ひて和議開始従つて和議の認可を爲すべきである。

次に破産宣告數増加の防止方法は破産者に詐欺又は過失の行爲あるときは容赦なく、檢事は之を起訴し裁判所は之れを所罰することである。現行法には舊法と同じく詐欺破産又は懈怠破産(betrügerische u. fahrlässige Krida; Banqueroutes fraudulense ou simple)を設けてある(破第三七、四條以下)それを應用して破産に關し犯罪行爲を敢てした者はどしどし所罰すべきである。然るに現行法は舊法と同じく(獨法も同じ)債務者を有罪破産者として所罰するには其債務者が破産宣告を受けたることを要する。債務者が破産宣告を受けた後でなければ檢事が起訴しても免訴となり従つて裁判所は之れを所罰することを得ない。破産宣告あつた後始めて破産者に對して有罪犯罪として所罰することができるのであつて斯る制限がある。余は此の如

く有罪破産の條件を制限する必要はないと思ふがそれは立法論に亙るので適用論としては通用しないのである、これで立法論の可否は暫く別として現行法の下に於ても破産者にして犯罪行為ありと認むるときは検事はどしどし起訴し又裁判所も所罰すべきである。そうすれば消極的ではあるが破産を爲すものを少なくすることが出来る。從來有罪破産として罰せられたるものは極めて少ない毎年一件あるかどうか疑問である。過去は兎も角もとして將來は破産者にして犯罪行為があつたものは破産法の罰則に照しどし起訴し且所罰して貰ひたいのである。窃盜とか普通の詐欺とかは仲々所罰される有罪的破産行為は窃盜とか普通の詐欺とかに劣らざる反社會的行為であつて而も一般社會に害毒を流すこと甚大であるのに所罰されたものは極く少ない。害毒を流すことの點より見ても破産者に犯罪行為あれば容赦なく所罰する様にして貰はなければならぬ。從來の如く有罪破産としての處罰がなければ債務者は善いことにして破産的行為を敢てすることになる、之れを所罰に依つて豫防しなければならぬと考ふ。

要するに將來は年々破産宣告數が大に増加すべきであるが、之れを幾分でも減少せしめんと欲せば、一方に於ては破産豫防の和議を應用することとし、他方に於

ては、有罪的行爲を爲したる破産者を所罰して一般に警戒するにある。再言すれば破産宣告減少の爲めには和議なる恩恵と刑罰なる威嚇との二つであつて恩威並び行ふのにあると信ずる。

(四) 破産申請は債權者が自己のみ満足を得んと欲して爲すべきものではなく又破産原因なきに拘らず債權取立の方便として威嚇的に破産の申請を爲すべきものでないことは勿論である。それであるから英國では債權者が惡意 (non bona fide) で破産宣告の見込なきに拘らず利己的目的 (inequitable or collateral Purpose) を以て破産の申請を濫用 (abuse of process) すれば縱令債權者に破産行爲 (破産原因) があつても其申請を棄却することとなつて居る。 (Williams, Bankruptcy and Practice 12th ed. p.56 et seq.) 我國でも債權者が單に債權強取の目的の爲めに又債權取立の方便の爲めに破産申請を爲したときは縦しや債務者に破産原因ありとするも英判例の如くに其申請を棄却する様にしたいものである。そうすれば無益の破産申請が減ずる。尙民事訴訟法を改正して塙勾法の如く勝訴の見込なきに拘らず無益の上訴を爲す者に對し臆測罰 (multimaestral) を課する様にし、之の精神を破産申請にも應用し惡意で右の如き目的にて破産申請を爲した者を所罰したのである。斯く立法を改めたいのである。斯

くすれば大に無益の破産申請が減じ債務者も迷惑することなければ又裁判所も無用の手数が省けることとなつて何方も利益である。

三

(一) 前記の如く我神戸市に於ては岸本銀行の和議は昨年開始され且其認可決定があつたが、其他に昨年神戸區裁判所管轄内で和議の開始従つて認可決定はない、獨り神戸丈けでなく全國通じて一般に少數である。我和議法は現行破産法と共に一昨十二年一月一日より施行されたものであつて滿二ヶ年を経過して居るに拘らず其應用者が甚だ少ない。試みに統計を擧げて見ようなれば(一)一昨十二年中に於ける全國での和議申請が總計三十三件に過ぎなく、其中開始決定があつたのが僅かに五件に止るのである。(二)大阪區裁判所の取扱では一昨年十二年一ヶ年の分は申請總件数が僅に五件、内一件は取下、四件は未済、昨十三年九月までの九ヶ月間の分は申請新件六件、前年繰越しのもの共十件、内二件開始決定、三件認可、取下一件、未済四件である。(三)京都區裁判所の取扱では一昨十二年一月より昨十三年九月までの一年九ヶ月間中の申請件数が四件、内開始決定一件、認可一件、未済

二件。(四)神戸區裁判所の取扱では同一年九ヶ月内の總申請總件數五件(内三件申請取下、申請棄却一件、開始決定一件)である、而して神戸の右一件の開始決定は即ち岸本銀行に對する分である。

然るに破産宣告數を見ると已に余の說示した如く仲々増加して居る(二)大阪區裁判所に於ける宣告數は一昨十一年一月より昨年九月までの間に總計一九二件。(三)京都區裁判所では二期間内に總計五三件。(三)神戸區裁判所では七六件である。斯くの如く破産宣告數は仲々多く舊法時代よりも大に増加し右三裁判所の一年分の宣告數だけで舊法時代に於ける一年分の全國の總件數に匹敵して居るのであるが其割合に和議申立従つて開始が非常に少ないのである。

(三)今試に獨逸、埃太利及び白耳義に於ける和議及び破産の統計を擧げて見ようならば左の如くである。

(イ) 獨逸

年 度	破産宣告總數	破産豫防繫屬總數	同 豫防宣告總數
一九一四年	七八四九	二五〇五	七八七
一九一五年	四五四五	七六八〇	三八六五
一九一六年	二二五八	六三六五	一〇二九

一九一七年	一二二八	五二二六	四六三
一九一八年	八一六	三八八八	二三五
一九一九年	一〇一九	二八二八	一七五
一九二〇年	一三一八	一六二〇	二三一
一九二一年	三〇七〇	一四二九	五一六
一九二二年	九八四	九一一	一三二

獨逸では前に述べたるが如く千九百十四年に始めて破産豫防の監視法を發布し、之の和議法とも云ふべきものを千九百十六年十二月十四日に改正更に昨二十四年二月八日及び六月十四日の兩度に改正したものであるが割合に成績は良好である。元來此法律は戦争の結果破綻に陥つた債務者をして破産宣告を受けしめず、之れを豫防し得ることの爲めに設けられたもので、一九一七年以後監視宣告數の減少したのは債務者の破綻の原因が戦争の結果に基因するものが段々少なくなつた爲めであらうと想像さるる(Conrad ebenda)。兎角監視宣告數だけは破産を免るることを得たもので其件數の多いのは我國の比でないのである。

(口) 埃、太、利、

維納市

一九一九年
破産宣告

同年和議

一九二〇年
破産宣告

同年和議

二〇

一〇九

二五

一〇五

同市以外の下埴太利

上埴太利

ザルチアルク

スタイエマーク

ケルンテン

チロール

ホールアールアルヒ

合計

一	四	四	四	二	九	一〇	五四	五二	一二二
八	一	二	四	三	三	七	五二	五二	一一二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

埴太利では一九一五年一月一日より新破産法及び新和議法を施行したのであつて同施行後より本年までの中、一九一九年及び一九二〇年の兩年度の統計しか今では掲ぐることを得ないが、右表に依れば和議の成績は頗る良好であつて破産宣告数の二倍となりをるのである。

(ハ) 白耳義

種別	年度	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇	一九一〇
破産宣告數	六四	五五	五三	五七	六三	五九	五九
認可和議數	一四	一三	一五	一三	一五	一六	一六

白耳義に於て最初に破産豫防を認めたのは千八百八十三年六月二十日の法律

であつて千八百八十五年十二月二十三日の法律を以て其實施期間を延長し、次で千八百八十七年七月二十九日の法律で最初の法律に變更を加へ此變更を加へられたる法律が爾來永久法として今日まで行はれて居るのであるが前者に依れば和議の成績は頗る好良であるのである。

(三) 我和議法は獨逸及び白耳義法には勿論のこと奥和議法に決して劣らない良法であるから是非將來は和議の應用従つて和議の開始及び認可數を奥太利と同一でなくとも切めて白耳義と同じ程度に進めたいと切望するのである。

——大正十四年一月十四日稿——

(未畢)